

出版規程

(総則)

第1条 本規程は、本学会が扱う出版物のうち、会誌（電気学会誌、電気学会部門誌）を除く出版物の企画・製作・発行に係わる事項を定めるものである。

(出版の目的)

第2条 本学会の出版は、電気に関する学理およびその応用技術の教育・普及を図り、もって広く学術の発展と文化の向上に寄与することを目的に行う。

(出版物の分類)

第3条 会誌を除き、本学会で扱う出版物は以下とする。

- (1) 教科書および技術書（以下教科書等と称する）ならびに大型専門分野別ハンドブック
- (2) 電気工学ハンドブック
- (3) 技術報告、技術報告単行本
- (4) 標準規格（JEC）および専門用語集

(所管)

第4条 第3条の出版物の企画・製作・発行に関する主要な事項の審議は、各担当委員会があたる。

2. 教科書等ならびに大型専門分野別ハンドブックの出版は出版事業委員会があたる。
3. 電気工学ハンドブックの出版は、電気工学ハンドブック改版委員会があたる。
4. 技術報告、技術報告単行本の出版は、部門研究調査運営委員会があたる。
5. 標準規格（JEC）および専門用語集の出版は、電気規格調査会があたる。
6. 第1条に定める、会誌を除くその他出版に関する基本的事項は出版事業委員会があたる。

(著作権等)

第5条 第3条の著作物の著作権に関する基本的事項は、編集規程3「著作権規程」による。

2. 委託出版の場合の著作権の取り扱いは、委託先と協議して別途定める。
3. 第3条の出版物の発行人は、本学会事務局長とする。

(執筆料)

第6条 教科書等の執筆者には、別に定める「教科書等の著作・監修の印税および校閲料等の支払に関する申し合わせ」に基づく額を支払う。

(収支予決算)

第7条 第3条の出版物の収支は、一般会計の図書収入および図書支出とする。

(付則)

1. 本規程は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程は平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程は平成9年10月1日、理事会において一部改正。
4. 本規程は平成10年11月12日、理事会において一部改正。
5. 本規程は平成12年10月18日、理事会において一部改正。
6. 本規程は平成12年10月18日より施行する。